

新たな規制体系における密封線源の 貯蔵能力への加算の考え方

規制内容	免除レベル取入れ後
許可	加算する
新届出	加算する
設計承認による 放射性同位元素装備機器	加算せず (機器に装備されたもの。個数が増減する場合変更手続きが必要。)
型式承認による 一般消費装備機器 (煙感知器等)	加算せず (機器に装備されたもの)
免除レベル以下	加算せず (集合体は除く)